

無認可の幼児施設等に通う就学児への支援の在り方に関する調査・検討について
(書面開催に係る補足説明)

地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動等への支援の在り方に関する調査につきましては、利用者や施設に対する書面調査や施設の実態調査を完了し、国に対する報告書作成段階に入っております。

つきましては、各資料において各項目に本市の対応方針の案を記載していますので御一読いただき、主に本市の対応方針について、委員の皆さまから忌憚りの無い御意見をいただきたく存じます。いただいた御意見は、本市で検討・調整のうえ、最終版の報告書を国に提出いたします。

1 資料 1 - 2 について

施設が遵守すべき最低限の基準等の設定、指導・監査の在り方等、5か所に「本市の対応方針」を記載しています。

2 資料 1 - 3 について

令和3年度に実施する事業についてまとめた内容で、原則、国基準を採用する方向ですが、対象施設等の項目については、事前の国との協議により本市の状況を伝え一定の理解のもと、「令和3年度の対応」を記載しています。

国が示す基準（幼児教育・保育の無償化の対象となる満3歳以上の子どもの数が、当該施設等を利用する満3歳以上の子どもの「概ね半数」を超えないこと。）に従い事業を実施した場合には、本市内で運営する7施設のなかで2施設のみが該当することとなり課題が残ります。

本市としては、これまでも「3歳から5歳までの全ての子ども」を無償化の対象とするよう国に求めてきた経過があり、今後についても、保護者の就労状況等に関わらず、地域において重要な役割を果たしている幼児施設等の利用者が等しく負担軽減が受けられるよう国に求めていきたいと考えています。

(子育て推進部幼児教育担当)

電話 044-200-3179